

**吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定委員会 第1回
議事要旨**

【開催日時】

令和2年7月22日（水）午後1時から午後3時まで

【開催場所】

吹田市役所南千里庁舎3階会議室

【出席委員】 ※名簿順、敬称略

川口将武（大阪産業大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科専任講師）

藤本真里（兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授・兵庫県立人と自然の博物館主任
研究員）

長村智司（一般社団法人フラワーソサイエティー会長）

井上寧（近畿税理士会吹田支部研修委員会税理士）

【欠席委員】

上甫木昭春（大阪府立大学名誉教授）※事前にメールによる意見聴取を実施

【公開・非公開の別】

非公開（吹田市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当するため）

【傍聴者の数】

—

【次第】

- 1 開会
- 2 委員の委嘱、諮問
- 3 議事
 - (1) 委員長及び副委員長の選出
 - (2) 募集要項案に係る審議
 - (3) 選定指針案に係る審議
- 4 その他

【発言の要旨】

1 開会

- (1) 趣旨説明
- (2) あいさつ

2 委員の委嘱、諮問

3 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出

委員長： 藤本委員

副委員長：川口委員 〃に決定。

(2) 募集要項案に係る審議

<事務局による説明>

資料1 吹田市花とみどりの情報センター指定管理者候補者選定の概要

資料2 募集要項等のポイント

資料3 吹田市花とみどりの情報センター 指定管理者募集要項 (案)

資料4 吹田市花とみどりの情報センター 管理運営業務基準 (案)

資料5 吹田市花とみどりの情報センター 事務処理基準 (案)

<審議>

委員長

まずは、本日御欠席の委員から事前にいただいている御意見を紹介してください。

事務局

募集要項案の14ページについて、質問に対する回答の公表のスケジュールを早くした方がいいのではないかと、質問の回答が9月1日では、応募者が事業計画書を作成するのに時間的な余裕がないのではないかと、という御意見をいただいています。

事務局としては、質問回答の公表を、8月25日までに市のホームページに掲載する、というように修正しようと考えています。

次に19ページの選定基準の書きぶりについて御意見をいただいています、現在は、「収支計画書の内容が、管理運営経費の縮減が図られるものであること」となっていますが、より正確な表現として、「収支計画書の内容が、管理運営経費の縮減を図られるものとなっていること」に修正すべきではないかという御意見でした。

事務局としては、この部分だけでなく、例えば「市民の平等な利用が確保されること」は、正確には「事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保できるものとなっているこ

と」とするべきであると考えますので、選定基準の1, 2, 4, 6について、「～の内容が、～できるものとなっていること」のように書きぶりを統一するのは、一つの案だと考えています。

同じく19ページの選定基準6の①は「目標管理」としか示していません。これだけを読むと、提案事業者が、より高い数値目標を提案することが選定において高い評価を受けると誤解をされるおそれがあります。そこで、先生から、目標管理の設定の考え方の記載を求めべきとの御意見をいただいております。

事務局で考えた修正案として、「目標管理の設定方針と指標・目標の判断方法」と示すことで、事業者にとって市が求めていることがわかりやすいのではないかと考えています。

次は、第4号様式の事業計画書の21ページにつきまして、先生から、これまでの経過を踏まえると、今回の指定管理期間には、花とみどりに係る活動の支援における市民相互の交流を、次の段階、すなわち、みどりのまちづくりプロジェクトの推進へと展開していくことが必要であると思われるので、今回の指定管理者には、市民と地域や多様な主体との協働を推進する役割と具体的な取り組みについての記載も求めたいとの御意見をいただいております。

そこで事務局としては、「協働を推進する役割と取組について、具体的に記述してください。」に修正しようと考えています。ここで指定管理者のスタンスを示していただこうと考えています。

以上でございます。

委員長

まずは資料3の募集要項案について意見はありますか。

3ページの趣旨ですとか、6ページの管理運営の基本方針とかが肝となる、吹田市として何を求めているのかを示す重要なところかと思えます。

委員

本質的なところではないですが、江坂センターの跡地はどうなるのですか。

事務局

江坂センターは来年度に廃止になりますが、建物自体はそのままです。現在、検討中なのですが、江坂センターの隣の江坂図書館は、以前から狭隘化が課題となっており、一体的に使えないのかという御意見をいただいております。そこで、江坂センターがある江坂公園の管理運営であったり、図書館の課題、江坂地域の活性化も含め、複合的に魅力向上ができないかという検討を行っています。インナーガーデンの植栽管理や、これに関わるボランティア活動は、継続的に行われるよう検討しています。

委員

では、今回の指定管理業務の範囲には入っていないということですか。

事務局

ここの施設管理業務をどこが所管するかは決まっていますが、今回の指定管理業務の範囲ではありません。今後は、出張講習により江坂地域のニーズに対応していただくということを管理運營業務基準に示しています。

委員

管理運営方針については、今まで地域に展開してきた5年間の実績を踏まえ、次の段階について、市はさらにこんなことを進めたいと思っていることを入れた方がいいと思います。吹田市は、単なる施設の管理だけでなく、先進的に、まちづくりにも展開していくスタンスを持っているのが面白いところで、この施設の非常にいいところだと思うので、5年で変わる指定管理者が主体ではなく、吹田市がシナリオメイキングをしていく主体としての立場で書いてみるのがよいと思います。

事務局

5年前からこのようなことを進めてきましたが、公園の使いこなしを進めていく事業などを、3年目くらいから、ようやく何かを説明できる段階になってきたので、この取組を継承発展させていきたいということがあります。それをどう示すかが難しいのですが検討します。

事務局

確かに単なる箱物の指定管理ではないので、今までのことを踏まえて、さらにということを示すよう考えます。

委員

住民と指定管理者のパートナーシップだけではなく、市も指定管理者と作戦を練って、今できている状態なので、それが見えるような表現にしてください。市は今までこのようなことに取り組んできた、さらにこれからは、こんなことをしていきたいということを、市も一緒にやっていきたいというスタンスが入ればいいですね。

事務局

現在は、「指定管理者は、本市のパートナーとして」としか書いてなくて、十分説明できていないので、本市が何をやってきたのかを示すようにします。

委員

また現状把握から始めるのではないので、今どういう段階で、次の段階はどうかということを示すようにしてください。

委員

園芸緑化相談のニーズの低下が事実としてあると考えて、吹田市はこの分野を今後重視しないでいくのかどうか、それにより公募の出し方も変わってきます。私も迷っているところですが、園芸緑化をせずにシンクタンクにシフトするという方向を出した方が、事業者は応募しやすいかもしれません。

事務局

相談件数が減っているイコール、ニーズが減っていると理解していいのかは難しいです。相談に来られる人は減っているけれど、インターネットやホームセンターや他の大きな植物園を使って情報を取得しているのかわかりません。

委員

相談に来る人は、身の上話をする人も多いですが、そこまで吹田市がする必要があるかどうかですね。

事務局

市も資源が限られているなかで、テレビ放送や商業施設でも情報提供が行われている状況ですので、市としては、パートナーシップの推進に、より重点を置いていきたいと考えています。

事務局

事業者が軸足をどちらに置くべきかということに対して、募集要項案の6ページに、吹田市の情報センターは、オープンスペースの活用を推進する業務が中心であり、その一環として、旧江坂センターをご利用いただいた市民のニーズにも応えるよう配慮してくださいとしています。

現在、千里と江坂で機能分担をして、江坂は園芸緑化の施設としたがゆえに、そのために特化した施設が本当に必要かという課題に対し、市の限られたリソースを使ってどこに比重を置くかを検討しました。その結果、今後はみどりのまちづくりに重点を置くこととしましたが、では園芸緑化については一切しないとはせずに、ニーズがあるところについては対応していくということを指定管理者の業務としました。

委員

それでいいです。

東京では園芸相談があまりないが、関西では長居植物園や、咲くやこの花館があるので、相談施設が充実している。だからどこの自治体も充実させる必要はなく、すみわけができていいかもしれない。吹田市のスタンスをはっきりさせておけばいいと思います。

委員

これまでの成果から今後5年間をどうするかは重要で、資料1の経過の説明の中で、園芸相談のニーズの低下とか相談件数の減少と言うとネガティブに聞こえますが、吹田の場合は今までそのようなことを行ってきて、知識を持った市民が育ってきて、自分の庭からまちの庭に出てきてもらえる程度までできたので、そういう成果をもとに、今後活躍してほしいというポジティブな表現が適切ではないかと思います。

相談のニーズに対しては、今まで公共が支えてきたけれども、今ならSNSを調べれば出てくるし、ホームセンターでも対応できるなど、色んな役割分担ができるようになっているから相談件数が減っているのかもしれない。多分、コロナの関係で家庭菜園をしている人が増えてきて、また相談が増えてくるかもしれないので、この部分はなくさないで、緑と触れ合う園芸も大事にして継続するとともに、そのような人たちにまちに出てきてもらうというふうによく書いていいと思います。

事務局

園芸相談も市としては一つの柱として重要だと思いますし、そのような知識を持った市民が他の人に知識を伝えていけるようになれば理想だと思います。

委員

江坂センターは、吹田市だけでなく、大阪や兵庫の園芸活動の拠点としても活用してきたので、そのような連携もしていきたいですね。

委員

それはシンクタンクを発展する中で、ほかの公共機関との連携もできますね。

あと、細かいところですが、参考資料のところの文字が切れているところや誤植も訂正しておいてください。

委員長

では、資料4の管理運営業務基準も含めて御意見をいただけますでしょうか。

委員

3ページ以降の「事業の実施に関する業務」は、募集要項の6ページの管理運営業務の内容とリンクしていると思いますが、「その他情報センターの管理に関し市長が必要と認める業

務」とは、何を指していますか。

事務局

管理運營業務基準の11ページの「その他」のことです。これはもともと「その他情報センターの管理に関し市長が必要と認める業務」とあったものを「その他」に書きぶりを変更したために、募集要項との整合しておりませんので、修正します。

委員

7ページの自主事業というのは、募集要項の6ページに書かなくていいのですか。

事務局

自主事業は募集要項の7ページ目に記載しています。管理運營業務基準は基本的に指定管理業務について記載していますが、それだけでは指定管理者にとっての包括的なマニュアルにならないので、募集要項の該当部分をコピーして記載しています。その結果、募集要項の6ページの業務構成と異なってしまっていますので、整合性をとるよう修正します。

委員

「公園樹木・街路樹の良好な維持管理のための市民協働の推進」は、とてもいいことだと思うのですが、これは前もあったのですか。

事務局

これは、樹木の見守りということで行ってきました。ただ、樹木の見守りと記載してしまうと、初めての事業者はわかりにくく、敢えて言えば、吹田市道路・公園樹木適正管理指針を見ればわかることではあるのですが、わかりやすい一般的な表現を採用したものです。

委員

木を切ってはいけないとか、切りすぎじゃないかという声をどう受け止めますか。

事務局

樹木が好きな人の中には、一本たりとも切るなということをいう人もいますが、今、千里はなみどで進めている街の木プロジェクトでは、山の中の無剪定で大きく育てる樹木と、都市の街路樹のような、いったん倒れてしまうとすごい被害が出てしまう樹木とは、管理に必要な視点が異なるということを、指定管理者には樹木医もおりますので、樹木の管理という視点や災害防止の視点も含めて、市民の方と共有して活動を進めており、そのコーディネーター役として指定管理者は重要な役割を持っています。

委員

実際の業務では、業者によって剪定の仕方が異なっていますが、そのような基準を吹田市は作れるものなののでしょうか。

事務局

花とみどりの情報センターの指定管理業務として2年前に都市樹木をテーマとしたシンポジウムを開催したのですが、その中で、市としては落葉を極端に迷惑に思う人に対応した結果、やたら切りすぎてしまう結果になってしまっているけれども、その人だけでなく、この樹木がいいねと思う人が多くなって、樹木を大事にしたいという機運が高くなれば、市としても無理な剪定をしなくて済むので、みんなで勉強していこうという方向で進めていこうと考えています。

委員

そういうことを議論できる場を作ろうということですね。

事務局

はい。切ることも、切らないことも含めて、良し悪しをみんなで勉強していこうと。

委員

それだったらいいですね。

委員

8ページの目標管理は非常に大事だと思います。数値目標だけでなく行政と協議しながら目標を段階的に設定していくと。これと9ページの年次報告書における事業に対する自己評価というところで、この目標を達成できたのかを書けばいいのでしょうか。立てた目標をどこで評価するかを示した方がいいと思います。

委員

募集要項では目標管理の例を示して提案することとしていますが、これは誰が提案するのですか。

事務局

指定管理者が提案することとしています。この例を参考にして、提案者で目標を設定していただき、その考え方や評価の仕方も示していただきます。その提案を受けて、市と協議して決めていきます。

どこでその成果を公表するかにつきましては、年次報告書の中で、今まででしたら、1年

間の講習会回数とか参加人数とかを報告していただくのですが、それに加えて目標に対する1年間のレビューを書いて市に提出していただきます。ですから市にとって重要なのは、単に報告書を受け取って終わりではなく、内容について事前に指定管理者と協議することです。また年度別計画書の提出にあたっては、指定管理者と次はこんなことをしましよと協議しています。

委員

そうでしたら、年次報告書の記載事項に、目標達成状況を書いておかないとリンクしないことになります。

事務局

年次報告書の記載事項に追加します。

委員

数値目標がよくないということでしたが、やっぱり数値を報告させるのですか。

事務局

利用人数とか稼働率で評価はしませんが、開館日数とか講習会数、利用者数とか、把握すべき情報としては把握してほしいと考えています。それが多いからといって評価はしないということですよ。

委員

目標設定の例を見ると、イベントの参加者が3000人とかあり、実施回数などの数値目標と発想は一緒なのではないですか。実際に設定することが難しいことはわかります。

事務局

事業量だけで評価するものでないということです。ここで例として示したのは、みどりのまちづくりの目標設定については定性的な成果指標やアウトカム指標を意識しました。園芸緑化の目標設定については、事業の実施により社会が変わるとかということではないので、数値を示していますが、そのあたりの意図は伝わりにくいかもしれません。

委員

客観的であり、かつ適切な評価をするのは、難しいことは理解しますが、工夫のしどころですね。

委員

様々な指定管理者施設を見てきましたが、ほかの施設は基本的に実施する業務は施設ごとに決まっていますが、この施設は非常に事業者の自由度が高いと思います。委託料が1年間で2500万円、これは人件費がほとんどだと思うのですが、1人500万円くらいのスキルのある人の働きと成果はリンクしてきます。この人がどれだけ知恵を出すかというのがひとつのポイントだと思います。ふたつ目は、行政職員が持つみどりの知識を超える方は、事業者の中にはなかなかいないのではないかという懸念。三つめは、小学校から高校の若い方が、みどりという公益的なものは大事にしていけないといけないという考え方を身につけることは重要だと思いますので、そのようなことも目標管理の中で設定してもいいと思います。最後に、指定管理者には、吹田のブランドを活かして業務をしていただきたいですね。

事務局

市民協働を様々に進めていますが、その根本には、若い方への教育も大事だと思います。そのようなこともどこかに表現を反映できればいいかと思います。

委員

吹田市は、まちがきれいで市民のモラルが高いと思います。それは花とみどりと関連があるように思います。そこまで提案があれば面白いと思います。

委員

施設の緑化に努めることというのはあったかと思いますが、そこまで求めているのですか。

事務局

選定指針の中で、施設の維持管理水準の確保ということで、快適な空間を提供するという趣旨があります。このあたりについてもご審議をお願いします。

委員

次の選定指針の中で議論します。

(3) 選定指針案に係る審議

<事務局による説明>

資料6 吹田市花とみどりの情報センター 指定管理者候補者選定指針 (案)

<審議>

委員長

本日御欠席の先生から事前にいただいている御意見を紹介してください。

事務局

選定指針案の3ページについて、「最終評価点による順位付け」とあるのは、「最終評価点合計による順位付け」とするのが正確ではないかという御意見をいただきましたので、ご指摘のとおり修正します。

次に、最終評価点（合計）が、複数の応募者で同数の場合は、いずれも1位となるのですか、またその場合、その次の点数の応募者の順位は、2位とするか3位とするのかという御質問をいただきました。

事務局としては、最終評価点合計が同点である場合は同位とし、もし1位が2者あった場合の次の得点者の順位は、その者の上位に2者あることから、3位とします。

そこで、以下の説明を選定指針に追記しようと考えています。

「同順位となる者が複数あった場合の次の順位は、その者の上位者の数に1を加えた数を順位とします。（1位が2者あった場合の次の得点者の順位は、その者の上位に2者あることから、3位とします。）」

委員

最後の委員間討論の前に、いったん得点を集計して、それをもとに委員間討論をして順位を決定すればいいと思います。

団体の所在地が市内であるかどうかは、プレゼンの結果は関係ないと思いますが、これも採点するのですか。前回もこうしていましたか。

事務局

プレゼンテーションだけでなく、事業者の属性についても配点の対象としており、前回の方法を踏襲しています。

委員

前回もこれでやっていて問題がなく、市としてもこの方法で問題がなければ、それでいいと思います。

事務局

プレゼンテーションの終了後、委員間の意見交換をしていただき、順位をつけていただければと思います。ただ、その結果、委員の順位が同率である事業者が出てしまうことは想定できます。

委員

前回は、委員間討論ではプレゼンテーションの得点を出していませんか。

事務局

その段階では得点の集計結果は出していませんでした。

事業者プレゼンの前、後、委員間討論の3ステップで、順に採点、補正していただきました。

委員

出てきた点数をもとに委員間討論をして最終的に決めるのがいいと思います。

事務局

では、プレゼンテーション審査の評価点を、いったん事務局で集計して、その結果をもとに委員間討論をお願いし、同順位があればそこで議論をしていただき、問題がなければ、そのまま最終評価点として決定するような方法にいたしましょうか。

委員

それがいいと思います。

書類審査は事前にするのですか。

事務局

書類審査は当日行います。もちろん会議の前に資料はお送りしますし、選定委員会当日も、プレゼンテーションの前に書類審査のお時間をとる予定としていますが、当日までに書類審査を終えてくださいとまでは申し上げにくいです。もし当日までに委員の皆様が書類審査をいただけるならば、時間配分を柔軟にすることも可能かと思います。

委員

状況により、事務局と相談しましょうか。委員の皆様には、少なくともある程度は目を通していただきたいですが、応募者の数や資料の届く時期にもよりますので、必ず事前に採点してくださいね、というわけではないかもしれません。

でも、基本的には事前に見ていただいて、当日はプレゼンの前に少し議論をして、プレゼン受けて、そこでいったん集計をしていただいて、その結果を委員間討論で妥当性を確認するという方法ですね。

委員

団体の所在地についての審査は、事前に事務局でされるのですか。

事務局

提案書に記されていますので、それで評価してください。

委員

通常期待できるレベルというのは、今の指定管理者との比較でしょうか。

事務局

これは、今との比較ではなく、募集要項に示している内容から、通常期待できるレベルを判断していただきたいと考えています。

委員

前回は何者応募ありましたか。

事務局

2者ありました。

委員

1者でも選定するのですか。

事務局

1者でもこの手続きで選定します。

委員

もし1者も出てこなかったらどうするのですか。

事務局

その場合は、再度募集するか、最終的には直営になります。

1者出ても、委員の過半数の最終評価点合計が60点を下回ると選定できなくなります。

委員

管理運営業務基準は、前回の内容と変わっていますか。

事務局

前は、条例に基づいて、相談業務、情報発信、講習会、その他と分かれていました。今回はテーマごとにまとめています。

委員長

もう御意見がありませんでしょうか。

では、本日の審議を終了します。

4 その他

事務局

長時間、御審議をいただきまして、ありがとうございました。この結果を踏まえて、事務局にて募集要項と選定指針の最終案を作成し、電子メールにて、委員長に御確認いただいた後、各委員の皆様にもご確認をいただき、来週中に市として決定したいと思います。

公表は、公募開始の日である8月3日です。

その後9月4日まで事業者を募集し、9月14日の第2回選定委員会では、事業者の書類審査、プレゼンテーション審査を行い、指定管理者候補者及び次点者の選定をお願いしたいと存じます。

事務局

もし、6者以上の応募があった場合は、9月14日は書類審査で5者に絞り込むので時間切れになります。その場合は、第3回目の委員会の開催について、改めて日程調整をお願いすることとなります。第3回委員会では、その5者からのプレゼンテーションを受け、事業者を選定していきます。

委員長

では、これで閉会とします。また9月よろしく申し上げます。